

下水の排除基準〔相模原市〕

〔平成28年7月1日更新〕

項	目	特定事業場の基準		除害施設設置基準
		平均的な1日の排水量		
		50m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.03 ⁵	0.03 ⁵	0.03 ⁵
2	シアン化合物	1	1	1
3	有機燐化合物	0.2	0.2	0.2
4	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
5	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5
6	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1 ⁶	0.1 ⁶	0.1 ⁶
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
13	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1 ³	1 ³	1 ³
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
20	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06	0.06	0.06
21	2-クロロ-4-6-ビス(エチルアミノ) -s-トリアジン(別名シマジン)	0.03	0.03	0.03
22	s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチ オカルバマート(別名チオベンカル ブ)	0.2	0.2	0.2
23	ベンゼン	0.1	0.1	0.1
24	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
25	ほう素及びその化合物	230	230	230
26	ふっ素及びその化合物	15	15	15
27	1,4-ジオキサン ⁴	0.5		0.5
28	フェノール類	0.5		0.5
29	銅及びその化合物	1【3 ² 】		1
30	亜鉛及びその化合物	1【2 ² 】		1
31	鉄及びその化合物(溶解性)	3【10 ² 】		3
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	1		1
33	クロム及びその化合物	2		2
34	ダイオキシン類	10	10	10
35	温 度			45未満
36	アンモニア性窒素等 ¹	380未満	→	380未満
37	P H	5を超え9未満		5を超え9未満
38	B O D	600未満		600未満
39	S S	600未満		600未満
40	ノルマルヘキサン	5		5
41	抽出物質	30		30
42	沃素消費量			220未満
43	ニッケル			1

- 1; アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量をいう
- 2; 昭和46年11月1日前に設置された事業場に適用される基準値
- 3; 平成23年11月1日改正(旧基準0.2mg/L)
- 4; 平成24年5月25日改正(新規基準)
- 5; 平成26年12月1日改正(旧基準0.1mg/L)
- 6; 平成27年10月7日改正(旧基準0.3mg/L)

単 位: ダイオキシン類はpg-TEQ/l、温度は、その他はpHを除きmg/l (pHは単位なし)

: 除害施設設置基準が適用される

: 排水量50m³/日未満の農業、サービス業等には適用しない (相模原市下水道条例施行規則第8条)

斜太字: 直罰対象の基準